

## 魚津市告示第44号

魚津市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯への給付・こども加算）給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月13日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯への給付・こども加算）給付事業実施要綱 （目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、魚津市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯への給付金・こども加算）（以下「低所得者支援給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、「低所得者支援給付金」とは、前条の目的を達するために、魚津市（以下「市」という。）が支給する給付金をいう。

#### （支給対象世帯）

第3条 低所得者支援給付金の支給対象世帯は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）で構成される世帯であって、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- (1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
  - (2) 令和6年度の市町村民税が課税される所得があり、かつ、申告（地方税法第317条の2第1項の申告をいう。）をしていない者を含む世帯
  - (3) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
- （支給額）

第4条 支給対象世帯に対して支給する低所得者支援給付金の金額は、1世帯につき30,000円とする。

2 基準日において支給対象世帯に扶養する児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）又は別居監護児童（別世帯であるが生計同一関係にある児童をいう。）がいる場合は、前項の金額に当該児童1人につき20,000円を加算する。

3 支給対象世帯に、令和6年12月13日から市長が別に定める日までの間に出生した児童がいる場合においては、前項の規定を準用する。

（受給権者）

第5条 低所得者支援給付金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（口座登録者への支給）

第6条 市長は、受給権者のうち、同一の世帯に属する者全員の課税情報を市が保有する者であって、魚津市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和5年魚津市告示第115号）の規定による価格高騰緊急支援給付金若しくは令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付・こども加算事業実施要綱（令和6年魚津市告示第149号）の規定による魚津市低所得者支援給付金の受取口座（以下「前回給付金受取口座」という。）又は公金受取口座（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項又は第4条第1項の規定により登録を受けた預貯金口座をいう。

）の登録があるもの（以下「口座登録者」という。）に対し、市が保有する課税情報により支給を決定し、口座登録者に対して通知し、低所得者支援給付金を支給する。

2 口座登録者は、低所得者支援給付金の振込先の変更を希望する場合又は支給を辞退する場合は、魚津市低所得者支援給付金振込先変更兼振込辞退届（様式第1号）により、市長が別に定める日までに市長に届出るものとする。

3 前項の届出を行った者のうち振込先の変更を希望する者は、魚津市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯への給付金）支給口座登録の届出書＜変更＞（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に届出るものとする。

（1） 公的身分証明書の写し

（2） 受取口座を確認できる書類の写し

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

4 口座登録者に代わり、代理人として前項の規定による届出を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

（1） 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（3） 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が認める者

5 前項に規定する代理人が第3項の届出をする場合は、次に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。

（1） 代理人が当該代理人本人であることが確認できる書類の写し

（2） 申請者と代理人との間の代理関係を確認できる書類の写し

6 口座登録者で、第4条第2項の場合に該当するものは、魚津市低所得者支援給付金（こども加算）に対する確認書（様式第3号）を、市長が別に定める日までに提出するものとする。

（口座登録者以外の申請手続等）

第7条 口座登録者以外の者で低所得者支援給付金の支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、低所得者支援給付金支給要件確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）又は魚津市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯への給付金）申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（様式第5号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に支給の申請を行うものとする。

（1） 公的身分証明書の写し

（2） 第4条第2項の場合は、魚津市低所得者支援給付金（こども加算

）に対する確認書（様式第3号）

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、前条第4項各号に掲げる者に限る。

3 前項に規定する代理人が支給の申請をする場合は、確認書又は申請書に第1項各号及び前条第5項各号に掲げる書類を添えて、市長に支給の申請を行うものとする。

（支給方法）

第8条 申請者又は代理人（以下「申請者等」という。）による申請及びこれに基づく市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者等が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うことができるものとする。

（1） 郵送申請方式 申請者等が郵送により市に申請し、市が申請者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2） 窓口申請方式 申請者等が市の窓口で申請を行い、市が申請者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3） 窓口現金受領方式 申請者等が郵送又は市の窓口への提出により申請し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請期限）

第9条 低所得者支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和7年6月30日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第6条第1項及び第3項の規定により提出された確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者等に対して魚津市低所得者支援給付金支給決定通知兼振込通知書（様式第6号）により通知するとともに、低所得者支援給付金を支給する。

2 市長は、第6条第6項及び第7条第1項第1号の規定により提出された確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者等に対して魚津市低所得者支援給付金（こども加算）支給決定通知兼振込通知書（様式第7号）により通知するとともに、低所得者支援給付金を加算支給する。

（周知等）

第11条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住

民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第6条第6項及び第7条第1項の申請が行われなかった場合は、支給対象者が低所得者支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、受理した書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により低所得者支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得者支援給付金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 低所得者支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に低所得者支援給付金の支給を受けた者に係る第13条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

## 別記（第5条関係）

### 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１） 以下に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得者支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されていない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２） 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令をいう。）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体等）が発行した確認書も上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間

に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合等、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。））、児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて在学している場合を含む。））及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。第2号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置がとられて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置がとられて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置がとられて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律

第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。) 又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等がとられている障害者及び高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村の住民基本台帳に記録されていない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置がとられている者(措置がとられている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)



（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（２） 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の４第１項及び第11条第１項の規定による入所等の措置等がとられている者（２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

#### ４ ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレス又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

#### ５ 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

(R6非課)追加給付金  
振込先変更兼振込辞退届

※口座を変更せずに給付金を受け取る方は、  
このハガキを返送する必要はありません。

(氏名)

(住所)

連絡先電話番号：

000007703

下記のいずれかに該当する方は、□に✓を入れ、上記連絡  
先電話番号欄を記入して、このハガキを返送してください。

返送期限：令和 年 月 日（必着）

☐ 振込先を変更する

自治体にこのハガキが届いた後、変更のための  
書類様式を送付しますので、必要事項を記入し、  
通帳等のコピーを添付して提出してください。

☐ この給付金の受け取りを辞退する

返送期限までに辞退の連絡がなかった（ハガキが  
届かなかった）場合は、決定通知書に記載のある  
とおりお振込みします。

様式第2号 (第6条関係)

魚津市低所得者支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯への給付金)  
支給口座登録の届出書<変更>

|        |
|--------|
| 支給市区町村 |
| 魚津市長宛  |



1. 届出者 (支給決定者・相続人代表者・代理人)

|               |    |         |        |
|---------------|----|---------|--------|
| (フリガナ)<br>氏 名 | 性別 | 生 年 月 日 | 現 住 所  |
|               |    | 年 月 日   | 電話 ( ) |

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 振込先指定口座 (原則、1. の届出者 (支給決定者・相続人代表者・代理人) 本人名義の口座に限る。)

[受取口座記入欄]

| 金 融 機 関 名                                    | 支 店 名               | 分類         | 口 座 番 号<br>(右詰めでお書きください。) | 口 座 名 義 (フリガナのみ)                    |
|----------------------------------------------|---------------------|------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 1.銀行 5.農協<br>2.金庫 6.漁協<br>3.信組 7.信漁連<br>4.信連 | 本・支店<br>本・支所<br>出張所 | 1普通<br>2当座 |                           | ※「1. 届出者」名義に限る。<br>※通帳の表記に合わせてください。 |
| 金融機関コード                                      | 支店コード               |            |                           |                                     |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月30日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 『魚津市低所得者支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯への給付金) 支給口座登録の届出書』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』  
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『届出者が相続人代表者の場合、支給決定者との相続関係が確認できる書類の写し(コピー)』  
※亡くなられた方の死亡年月日及び相続人であることが確認できる戸籍(除籍)謄抄本をご用意ください。
- ☐ 『届出者が代理人の場合、支給決定者との代理関係が確認できる書類の写し(コピー)』  
※代理人の本人確認書類の写し(コピー)、代理人であることが確認できる書類(登記事項証明書など)の写し(コピー)をご用意ください。

## 様式第3号 (第6条関係)

## 魚津市低所得者支援給付金（こども加算）に対する確認書

①世帶主氏名：\_\_\_\_\_

②連絡先:

③魚津市低所得者支援給付金（こども加算）について、受給を、

希望する ・ 希望しない

下部に令和6年12月13日時点での対象の児童の氏名が表示されていますので、ご確認ください。

※対象：平成18年4月2日以降に生まれた児童

なお、令和6年12月14日以降に出生した児童がいる、又は市外の学生寮に居住している等により表示されていない児童がいる場合や、下部内容に誤りがある場合は、提出前に給付金窓口へご連絡ください。

| 児童の氏名 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 児童の住所※別居の場合に記載してください。 |
|-------|------|---------|-----------------------|
|       |      | 同居・別居   |                       |
|       |      | 同居・別居   |                       |
|       |      | 同居・別居   |                       |
|       |      | 同居・別居   |                       |
|       |      | 同居・別居   |                       |

※別紙の給付金振込口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、別紙の給付金振込口座欄に記載がない場合は、振込口座をご記入のうえ、受給者の本人確認書類の写しと通帳の写しを添付してください。

[illegible]

<お問い合わせ先>  
〒937-8555  
魚津市駅前1-10-1  
魚津市役所社会福祉課 給付金担当  
電話番号 (0765) 22-3273  
(0765) 23-1077  
(0765) 23-1005

令和6年度住民税非課税世帯の方への  
確認のお知らせ及び低所得者支援給付金のご案内について

物価高騰の影響を受けた生活者の負担増を踏まえ、「低所得者支援給付金」の給付事業を実施します。  
給付対象者は世帯の全員が令和6年度において、住民税が非課税である世帯の世帯主(ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている方がいる場合は除く)となっており、あなた様は受給資格をお持ちの可能性あります。  
※所得修正等の行き違いにつきましては、ご了承くださいませようお願いします。  
つきましては、下記に記載しました給付制度案内をご確認いただき、右側の確認書に記載の上、返送ください。  
なお、給付金の支給後に課税されるべき所得がある等、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただくこととなりますので、必ず支給要件をご確認ください。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象<br>(支給要件) | 世帯の全員が令和6年度の住民税が非課税である世帯<br>※ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている方がいる世帯は対象になりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 支給額            | 1世帯につき 30,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 振込先<br>口座      | <div>前回の給付金受取口座又は、公金受取口座と同じ口座注1を選択する場合</div> <div>右側の確認書を記入し、同封の返信用封筒に入れてお送りください。(裏面に必要書類のコピーは不要)<br/>受付窓口での密を避けるため、郵送での手続きにご協力願います。<br/>注1 マイナンバーとともに事前に画(デジタル庁)に登録した振込先口座です。</div> <div>受取口座の登録がない、又は、受取口座と異なる口座を選択する場合</div> <div>確認書を記入の上、裏面に必要書類のコピーを貼り付けてから送付ください。</div> <div>1 通帳またはキャッシュカードのコピー<br/>(口座番号、店番号及び口座名義が確認できる面のコピー)</div> <div>2 受給者の本人確認書類のコピー</div> |
| 提出期限           | 令和7年6月30日(月)まで 当日消印有効<br>※提出期限までに提出されなかった場合は、辞退されたものとみなし、受給できませんのでご注意ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 支給日            | 支給が決定しましたら、別途支給決定通知書を送付します。<br>(審査の結果、支給要件を満たしていなかった場合は、不支給決定通知書を送付します。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

お問い合わせ

魚津市役所社会福祉課 給付金担当 0765-22-3273  
0765-23-1077  
0765-23-1005

※受付開始直後は電話がつながりにくい場合があります。

(受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで)

※番号のお間違いのないようおかけください。

※お問い合わせの際は、通知書番号をお伝えください。

低所得者支援給付金  
支給要件確認書

令和6年12月13日時点の住民票所在地市町村  
魚津市長 宛

通知書番号

低所得者支援給付金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。  
※前回の給付金受取口座または、公金受取口座として登録されている振込先情報を表示しています。

世帯主住所・氏名

支給方法 □口座振込

支給口座

(口座名義)

支給額 30,000円

世帯主の方が記入してください。※代理人が確認する場合は、裏面代理人が確認(受給)を行う場合も記入ください。

① 確認事項

- 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 既に低所得者支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

☐ はい

☐ いいえ

(支給されません)

②へお進みください

② 意思確認

低所得者支援給付金の受給を希望します。

☐ はい

☐ いいえ

(支給されません)

下記にご記入ください

上記記入内容に相違ありません。

|        |     |          |                  |  |
|--------|-----|----------|------------------|--|
| 受給者記入欄 | 確認日 | 令和 年 月 日 | 世帯主氏名<br>(受給者氏名) |  |
|        |     |          | 連絡先電話番号          |  |

受取口座を記入してください。

受取口座の記入と必要書類について

- 記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合に記入してください。(長期間入金のない口座を記入しないでください。)
- 口座欄を記入される方は、裏面に振込口座のわかるもの及び本人確認書類のコピーを貼付してください。

|                     |                                           |                      |     |       |  |
|---------------------|-------------------------------------------|----------------------|-----|-------|--|
| 口座名義                | フリガナ                                      |                      |     |       |  |
| 金融機関<br>(ゆうちょ銀行を除く) | 金融機関名                                     | ① 普通 ② 当座            | 支店名 | 支店コード |  |
| ゆうちょ銀行              | 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。 | 通帳記号 6桁目がある場合は、※欄に記入 | 1   | 0     |  |
|                     |                                           | 通帳番号 右記記入            |     |       |  |

※本申告の方で課税相当の所得があった場合や確認内容が誤っている場合、給付金の返還を求められることがあります。  
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に関われる場合があります。

裏面も必ずご確認ください

様式第5号(第7条関係)

魚津市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯への給付金)  
申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の住所地市区町村)

魚津市長

宛

受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請、請求者(世帯主)

|        |             |        |
|--------|-------------|--------|
| (フリガナ) | 生年月日        | 現住所    |
| 氏名     | 大正・昭和・平成・令和 |        |
|        | 年 月 日       | 電話 ( ) |

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

|   | (フリガナ) | 申請者との<br>続柄 | 個人番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現住所と令和6年1月1日<br>時点の住所                                           | 異なる場合には令和6年1月1日<br>時点の住所を記載 | 令和6年度<br>住民税課税状況                                                                         |
|---|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 氏 名    |             | 生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                 |                             |                                                                                          |
| 1 | (申請者)  | 本人          | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> <div> <div></div> <div></div> </div>                      | <input type="checkbox"/> 現住所と同一<br><input type="checkbox"/> 異なる |                             | <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税<br><input type="checkbox"/> 未申告 |
| 2 |        |             | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> <div>大・昭・平・令</div> <div>年</div> <div>月</div> <div>日</div> | <input type="checkbox"/> 現住所と同一<br><input type="checkbox"/> 異なる |                             | <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税<br><input type="checkbox"/> 未申告 |
| 3 |        |             | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> <div>大・昭・平・令</div> <div>年</div> <div>月</div> <div>日</div> | <input type="checkbox"/> 現住所と同一<br><input type="checkbox"/> 異なる |                             | <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税<br><input type="checkbox"/> 未申告 |
| 4 |        |             | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> <div>大・昭・平・令</div> <div>年</div> <div>月</div> <div>日</div> | <input type="checkbox"/> 現住所と同一<br><input type="checkbox"/> 異なる |                             | <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税<br><input type="checkbox"/> 未申告 |
| 5 |        |             | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> <div>大・昭・平・令</div> <div>年</div> <div>月</div> <div>日</div> | <input type="checkbox"/> 現住所と同一<br><input type="checkbox"/> 異なる |                             | <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税<br><input type="checkbox"/> 未申告 |

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

| 金 融 機 関 名 |      |       |  | 支店名                 | 分類  | 口座番号<br>(右詰めでお書きください。) | 口座名義(カナ)<br>※「1. 申請・請求者」名義に限る。<br>※通帳の表記に合わせてください。 |
|-----------|------|-------|--|---------------------|-----|------------------------|----------------------------------------------------|
|           | 1.銀行 | 5.農協  |  | 本・支店<br>本・支所<br>出張所 | 1普通 |                        |                                                    |
|           | 2.金庫 | 6.漁協  |  |                     |     |                        |                                                    |
|           | 3.信組 | 7.信連連 |  |                     |     |                        |                                                    |
| 金融機関コード   | 4.信連 |       |  | 支店コード               | 2当座 |                        |                                                    |

| ゆうちょ銀行                                                  | 通帳記号<br>(6桁目がある場合は)<br>※欄にご記入下さい) | ※ | 通帳番号<br>(右詰めでご記入下さい) | 口座名義(カナ)<br>※通帳の表記に合わせてください。 |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|------------------------------|
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。 | 1                                 |   |                      |                              |

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、魚津市役所社会福祉課（電話0765-22-3273）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください



【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

魚津市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯への給付金)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 

ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。

イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、魚津市(以下「市」という。)が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 魚津市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯への給付金)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和      年      月      日      申請者氏名

様式第 6 号（第 10 条関係）

魚津市低所得者支援給付金 支給決定通知兼振込通知書

令和 年 月 日

富山県魚津市長  
村椿 晃

魚津市低所得者支援給付金の支給については、下記のとおり  
支給を決定しましたので通知します。

つきましては、振込予定日・振込口座等を次のとおりとして  
振り込みの手続を行います。

※本給付金は差押禁止等及び非課税となります。

|              |  |
|--------------|--|
| 振込予定日        |  |
| 振込予定金額       |  |
| 金融機関<br>振込口座 |  |

●世帯員

|     |
|-----|
| 氏 名 |
|     |
|     |
|     |
|     |
|     |

●問い合わせ先

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号  
魚津市役所社会福祉課 給付金担当  
(0765) 22-3273・23-1077・23-1005



様式第7号（第10条関係）

魚津市低所得者支援給付金（こども加算） 支給決定通知兼振込通知書

令和 年 月 日

富山県魚津市長  
村椿 晃

魚津市低所得者支援給付金（こども加算）については、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。  
つきましては、振込予定日・振込口座等を次のとおりとして振り込みの手続を行います。  
※本給付金は、差押禁止等及び非課税となります。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 1. 対象者名   |  |
| 2. 支給児童数  |  |
| 3. 振込予定金額 |  |
| 4. 振込予定日  |  |
| 5. 振込先口座  |  |
| 金融機関名     |  |
| 支店名       |  |
| 口座種別      |  |
| 口座名義人名    |  |

【お問い合わせ】

〒937-8555  
魚津市釈迦堂1丁目10番1号  
魚津市役所社会福祉課 給付金担当  
TEL：0765－22－3273（給付金窓口）  
0765－23－1077（社会福祉課保護係）  
0765－23－1005（社会福祉課福祉係）